

富津市公立保育所適正配置に係る基本方針

1 基本的な考え

「富津市で子育てする喜び、育つ喜びを感じられるまちづくり」を進める「富津市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を踏まえ、富津市に暮らす就学前のすべての子どもが質の高い保育及び教育を受け、生きる力の基礎を培うことができるよう保育及び教育環境を整えるため、公立保育所の適正配置を進めていきます。

2 目指すべき基本方向

○適正な集団規模の確保

0歳児から2歳児までの保育需要は今後もさらに拡大することが見込まれるなか、3歳以上児の保育供給量は充足しており、適正規模を確保した配置を進めるためには、私立の保育・就学前教育施設の安定運営を念頭に置きながら公立保育所の3歳以上児に対する供給量を調整する必要があります。

適正規模の考え方

国は1クラス当たりの上限は定めていますが、下限は定めていません。適正規模の考え方としても定めはありませんが、遊びを通して人格形成の基礎を培っており、教育上望ましい集団生活が行えるよう環境整備する必要がありますことから、4、5歳児の保育における1クラス当たりの適正な規模としては20人程度が適正と考えます。

国通知では認可定員を原則60人以上としていることから、全体では60人程度が適正な規模と考えます。

○公立施設の適正な配置の検討

公立の施設として、保育の必要量や私立の保育・就学前教育施設の配置状況、就学前児童数を踏まえた適正な配置バランスとなるよう検討を進めます。

公立保育所の集約化等を行う際は、子どもの集団の確保など、良質な保育環境の整備に留意しつつ、保護者や地域のニーズに十分配慮し、必要なサービスの拡充や機能強化を検討します。

○量的・多様化する保育ニーズへの対応

保育サービス量を確保するとともに、公立保育所・私立保育園・認定こども園がそれぞれの役割を踏まえ、特色を生かしながら市全体の保育の質の向上を目指し、互いに協力して保育ニーズへの対応を行います。

3 基本方向を実現するための視点

(1) 公立保育所の統廃合を視野に適正配置を進める

女性の社会進出と核家族化が進んだことにより、保育ニーズは低年齢化し、0・1・2歳児の入所希望に応えられないケースも発生しています。

このため、3歳児未満児の保育需要に対応していく必要があります。

そこで、「3歳未満児の待機児童解消」、「多様化する保育ニーズへの対応」という課題を解決するため、公立保育所の統廃合も視野に入れた適正配置を進めます。

(2) 民間活力の積極的な活用

民間事業者が運営する私立保育園等は、待機児童の解消や多様な保育ニーズへの対応に積極的に取り組んでおり、富津市の児童福祉の向上に寄与しています。

このことから、これまでの実績や運営に係る財源負担の差異を考慮し、公立保育所の管理運営体制においても、民間活力の導入を進めることとします。民間事業者の機動性と柔軟性を活かすことにより、公立保育所では現状において応えきれていない保育ニーズへの対応強化に取り組むとともに、保育所の管理運営の効率化により生まれる財源や人材等の資源を活用し、市として取り組むべき課題に的確に対応し、富津市全体の保育・子育てサービスの活性化を図ります。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

一般的に箱モノと呼ばれる公共施設は、経済成長を背景に人口増加に比例するかたちで整備されてきており、本市でも昭和40年代後半から50年代後半にかけて整備が集中している状況です。これらの施設は将来一斉に老朽

化し、更新の時期を迎えることになり、道路・橋梁等のインフラを含めた社会資本の更新に膨大な財政負担が必要となってきます。

次世代への負担をできる限り軽減し、平準化するためにも、公共施設の全体を把握したうえで、長期的視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等の公共施設再配置を着実に実行していくため「富津市公共施設等総合管理計画」を2016年3月に策定しました。

このなかで、保育所は「今後の児童数や民間施設の状況、地域のバランス等を踏まえて、統廃合を検討します」と位置付けています。

今までと同じやり方では公共施設のサービスを維持・継続はできないため、公共施設保有総量の削減に取り組む必要があります。

4 基本的な方策

1. 基本的には公立から民間事業者への移管、または民間施設の拡充を促す。民間事業者の参入が見込めない地域または規模の施設は、集約し廃止する。集約が難しい場合、必要に応じて公立として継続する。
2. 3歳未満児において希望の保育園に入園できない児童がいることを勘案し、未満児対応の小規模型保育事業者を公募し、新設する。
3. 施設を廃止統合する場合でも、3歳未満児、特に0歳児の移動はリスクが高いことから集約せず、小規模型保育所として保育を実施する。
4. 3歳以上児は3の小規模型保育所を送迎ステーションとし、集約して保育を実施する。
5. 小規模型保育所兼送迎ステーションは、原則現在の保育所施設は使用せず、コミュニティーセンターやふれあいシニア館等の既存施設の活用を協議する。
6. ただし、集約後の児童数の見込みが5の施設では収容不可能となる場合は既存の保育所施設を継続して使用することもある。

5 スケジュール

令和3年度中に適正配置計画決定

民間事業者の動向等により、統廃合を進める。